

令和7年

第15回教育委員会会議

議案第35号

秋田県教育委員会

議案第三十五号

秋田県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案

秋田県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会公告式規則（昭和二十七年秋田県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（規則の公布）</p> <p>第一条 秋田県教育委員会規則（以下「規則」という。）を公布しようとするときは、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。</p> <p>一 公布の旨の前文及び年月日を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られるものである。）に秋田県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が電子署名（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第一条に規定する電子署名をいう。）を行うこと。</p> <p>二 公布の旨の前文及び年月日を記入した書面の末尾に教育長が署名すること。</p>	<p>（規則の公布）</p> <p>第一条 秋田県教育委員会規則（以下「規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に秋田県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が署名しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和七年十月九日提出

理 由  
秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

秋田県公告式条例（昭和二十五年秋田県条例第三十号）の一部改正により、規則を公布しようとするときに講じなければならない措置について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

## 秋田県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正理由

秋田県公告式条例（昭和二十五年秋田県条例第三十号）の一部改正により、規則を公布しようとするときに講じなければならない措置について所要の規定の整備を行う必要がある。

### 2 改正内容

規則を公布しようとするときに講じなければならない措置に、公布の旨の前文及び年月日を記録した電磁的記録に教育長が電子署名を行うことを追加することとする。（第1条関係）

### 3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとする。

令和7年

第15回教育委員会会議

議案第36号

秋田県教育委員会

議案第35号

秋田県立図書館協議会委員の任命について

図書館協議会に関する条例（昭和25年秋田県条例第37号）第4条の規定に基づき、秋田県立図書館協議会の委員を次のとおり任命する。

No.	氏名	分野	任期
1	利部久孝	学校教育・社会教育	令和7年11月9日～令和9年11月8日
2	菊地真理	学校教育・社会教育	令和7年11月9日～令和9年11月8日
3	平川研	学校教育・社会教育	令和7年11月9日～令和9年11月8日
4	伊藤ひろみ	学校教育・社会教育	令和7年11月9日～令和9年11月8日
5	武藤奈津希	学校教育・社会教育	令和7年11月9日～令和9年11月8日
6	川越よし子	家庭教育	令和7年11月9日～令和9年11月8日
7	村山喜宏	家庭教育	令和7年11月9日～令和9年11月8日
8	高橋秀晴	学識経験者	令和7年11月9日～令和9年11月8日
9	三戸忠洋	学識経験者	令和7年11月9日～令和9年11月8日
10	九嶋洋子	学識経験者	令和7年11月9日～令和9年11月8日
11	藤澤昌	学識経験者	令和7年11月9日～令和9年11月8日
12	後藤日菜乃	利用者	令和7年11月9日～令和9年11月8日
13	小野裕奈	利用者	令和7年11月9日～令和9年11月8日
14	霜鳥秋則	利用者	令和7年11月9日～令和9年11月8日

令和7年10月9日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩 幸

理由

秋田県立図書館協議会の委員の任期が令和7年11月8日をもって満了するので、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

秋田県立図書館協議会委員名簿

任期：令和7年11月9日～令和9年11月8日

(令和7年11月9日現在)

以下、個人情報のため表示しません。

図書館協議会委員候補者略歴

以下、個人情報のため表示しません。

## 秋田県立図書館協議会の概要

### 1. 図書館法における規定

- 第十四条 ・ 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。  
・ 図書館の運営に関し館長の諮問に応ずる。  
・ 館長に対して意見を述べる機関とする。
- 第十五条 ・ 委員は地方公共団体の教育委員会が任命する。
- 第十六条 ・ 設置、委員の任命基準、定数、任期等、必要な事項は地方公共団体の条例で定める。

### 2. 図書館協議会に関する条例における規定

- 第二条 県立図書館に図書館協議会を置き、当該図書館の名称を冠するものとする。
- 第三条 委員の定数は、十五人以内とする。
- 第四条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
- 一 学校教育及び社会教育の関係者
  - 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
  - 三 学識経験のある者
  - 四 県立図書館の利用者
- 第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 3. 協議会の内容等

- ・ 会 議 年2回（例年10月、2月頃）開催
- ・ 内 容 図書館の現状や今後の在り方について
- ・ 議事録 ※令和6年度第1回秋田県立図書館協議会（令和6年10月28日開催）要旨  
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85729>  
※令和6年度第2回秋田県立図書館協議会（令和7年2月17日開催）要旨  
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/88051>

令和7年

第15回教育委員会会議

報告事項

博物館登録について

秋田県教育委員会

## 博物館登録について

生涯学習課

### 1 博物館登録の申請について

○次の2施設から、登録博物館及び指定施設への新規登録申請があった。

- ・秋田市立佐竹史料館（登録博物館）
- ・白瀬南極探検隊記念館（指定施設）

○博物館法第11条では、博物館の登録は当該施設が所在する都道府県の教育委員会が行うと規定されていることから、登録に係る審査を行った。

### 2 登録の審査及び公表について

○審査結果

「博物館登録審査要綱」に基づいて審査を行ったところ、両施設とも登録博物館・指定施設としての要件を十分に満たしており、登録は適切と判断できることから、令和7年9月24日付けで教育長決裁により登録を承認した。

登録日は佐竹史料館がリニューアルオープンする令和7年10月25日付けとする。

○公表

博物館法第14条に基づき、登録について次のとおり公表する。

- ・県公報による公示（10月下旬）
- ・県公式Webサイト「美の国あきたネット」への掲載
- ・文化庁「博物館総合サイト」への掲載

### 3 今後の博物館登録について

○法改正前の登録博物館及び指定施設のうち、未更新の施設については、準備の整った施設から順次更新の手続きを行う。

○新規登録の意向を示している施設や相談を受けている施設には、引き続き働きかけを行っていく。